

大阪府立病院機構発注工事に係る建設事業者の 社会保険加入の確認について（お知らせ）

法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに建設産業の持続的な発展に資するため、大阪府が発注する建設工事において、平成25年11月1日から建設事業者の社会保険の加入促進の取組みが段階的に実施されています。これに合わせ、大阪府立病院機構（以下「機構」という。）においてもこの取組みの趣旨に基づき、建設事業者の社会保険の加入状況について確認を行います。

機構が発注する全ての建設工事の契約を対象として、機構と契約を締結する建設事業者は最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」で社会保険の加入状況が確認できない場合、追加の提出書類が必要となります。

このことから、法令により適用除外とされる建設事業者を除き、社会保険に未加入の建設事業者は入札に参加することができません。

具体的な内容は、下記のとおりです。

記

1 対 象

建設工事の契約を締結する建設事業者

※最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（写し）の「雇用保険加入の有無」欄、「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険の加入の有無」欄の全てが「有」又は「除外」の場合には、追加の提出書類はありません。

2 関係書類

①健康保険又は厚生年金保険

最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（写し）の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険の加入の有無」欄の一部に「無」があり、その後、当該保険に加入した場合は、「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」（様式第6号）（写し）を一般競争入札参加資格確認申請時に添えて申請してください。

落札決定後、機構契約担当者が「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書」の原本確認を行います。

②雇用保険

最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（写し）の「雇用保険加入の有無」欄に「無」があり、その後、当該保険に加入した場合は、「雇用保険適用事業所設置届事業主控」（写し）を一般競争入札参加資格確認申請時に添えて申請してください。

落札決定後、機構契約担当者が「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の原本確認を行います。

3 施行日

平成26年4月15日（火）以降に公告する入札案件